

オーナーさんや管理会社さんに
光熱水費を払っていますか？

いつも正しい計量を！
東京都計量検定所

テナントさんから光熱水費をいただいて
いますか？

電気・水道・ガスなど

お使いのメーターは 有効期間内ですか？

まずは、有効期限を確かめてみましょう！

使用量に応じた料金精算に使用するメーターは有効期間内でなければなりません！
正しい計量器を使いましょう！※1

有効期限の見方

- ▼検定ラベルにより有効期限を確認できます。
- ▼有効期限を確認する際には、
安全に十分気を付けて行って下さい。

メーターの有効期間

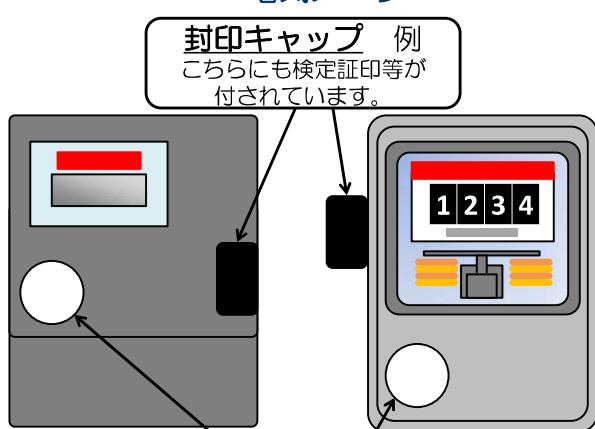
電力量計(電気メーター)※2	10年
水道メーター	8年
ガスマーティ(都市・プロパン)※3	10年

※2 種類により 5 年・7 年のものもあります

※3 種類により 7 年のものもあります

水道メーター

電気メーター



有効期限ラベルの例



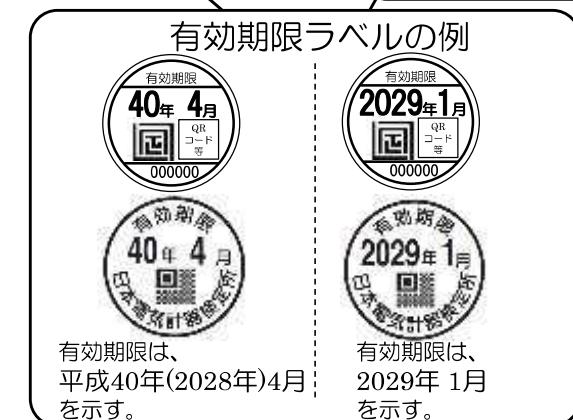
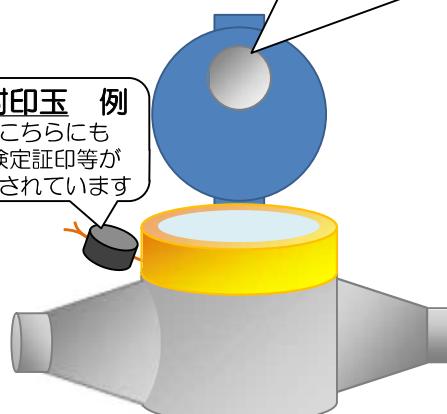
有効期限は、
平成38年(2026年)4月
を示す。



有効期限は、
2027年 1月
を示す。

封印玉 例

こちらにも
検定証印等が
付されています



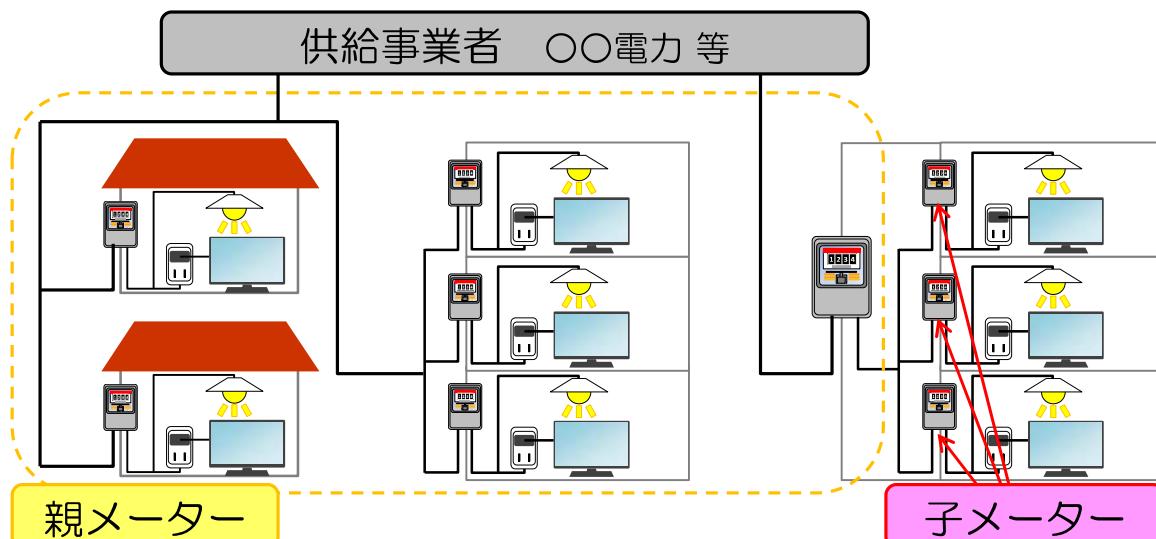
※1 計量法で規定するメーターの有効期間と検定について

「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できない」と定められています（計量法第 16 条）。 計量法の検定とは計量法に基づき、構造・精度・能力等法令で定める基準に適合しているかどうかを検査するもので、検定に合格した計量器には検定証印が付けられ、そこで初めて商取引や証明にも使えるようになります。ここでいう有効期限は検定に合格してからの有効期間になります。

メーターと使用者の関係

親メーター：供給事業者が、需要家に対して料金請求等に使用しているメーターです。電力事業者等の供給事業者が所有・管理しています。公設メーターとも呼ばれています。

子メーター：建物・施設のオーナーや管理者が、入居者やテナントに対して料金請求等に使用しているメーターです。電力事業者等と直接契約している場合は、該当しません。私設メーターとも呼ばれています



親メーター、子メーターともに検定証印等の有効な計量器を使用しなければいけません。

メーターに関するQ&A

Q. ビルを管理することになりました。管理するメーターはすべて検定済みでなければなりませんか？
A. 施設の内部管理用や使用量に応じた料金等の請求を行っていない場合（定額など）は対象外です。メーターを取り付ける際には検定有無と有効期限に注意して下さい。
Q. オーナーとテナントとの間で了解が取られていれば、有効期間を超過したメーターの計量値に基づいて料金請求をしてよいですか？
A. できません。取引、証明に使用されるメーターは、検定証印等の有効期間内のものでなければなりません。
Q. 有効期限を迎えた子メーターの交換は誰が行いますか？
A. 計量法では、メーターの交換義務が誰にあるか定めていませんので、あらかじめ当事者間で子メーターの交換方法や費用負担等について取り決めておくことで、有効期限を超過することなくスムーズな更新につなげられます。 なお、東京都計量検定所がメーターの取替を行うことはありませんので疑わしいことがありますらご連絡下さい。
Q. 計量法の対象になる事例はこのほかにもありますか？
A. 自動販売機の電気メーター、地域冷暖房や給湯用の温水メーター・積算熱量計（口径 40mm 以下）も対象です。

▼ビル管理者、料金請求部門の方へ

参考として、同ホームページ上に「メーター管理台帳例」がありますのでご活用ください。

東京都計量検定所のホームページ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryo/>

東京都計量検定所 検査課

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-41
TEL 03-5617-6628 FAX 03-5617-6634